田口会計事務所ニュース　4月号

今回のテーマ：　消費税軽減税率制度のポイント

消費税引上げ（10%）に伴う低所得者対策として平成29年4月1日から消費税の軽減税率制度が導入されます。

1. 軽減税率制度の概要

項　　目	内　　容
軽減税率の対象品目	①　飲食料品の譲渡（飲食店営業等を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所において行う食事の提供を除く） ※　飲食料品は、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除くものとする） ②　週2回以上発行される新聞の定期購読料
軽減税率	8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） ※標準税率10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
平成29年4月1日から 平成33年3月31までの経理方式	区分記載請求等保存方式 売上税額又は仕入税額の計算の特例を設ける
平成33年4月からの経理方式	適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)の導入

2. 区分記載請求書等保存方式（平成29年4月1日～平成33年3月31日）

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置が講じられ、経過措置として複数税率（10%・8%）に対応した区分経理が困難な事業者等に対し、みなし割合を用いた税額計算方法が認められます。

計算の特例	内　　容
売上税額の計算の特例	①　仕入を管理できる卸売業者・小売業者 軽減税率売上割合＝軽減税率対象品目の仕入÷仕入総額 ②　①以外の事業者 軽減税率売上割合＝通常の連続10営業日の軽減税率対象品目の売上額÷通常の連続10営業日の売上総額 ③　①・②の計算が困難な事業者：軽減税率売上割合＝50/100
仕入税額の計算の特例	①　売上を管理できる卸売業者・小売業者 軽減税率仕入割合＝軽減税率対象品目の売上÷売上総額 ②　①の計算が困難な事業者 課税売上が5千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用が受けられる

3. 適格請求書等保存方式（平成 33 年 4 月 1 日以後）

項　　目	内　　容
概要	登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書及び帳簿の保存が、仕入税額の要件とされる
適格請求書の記載事項	発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
税額計算の方法	①適格請求書の税額の「積上げ計算」と、②税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」の選択制
経過措置	免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書保存方式の導入後 3 年間は仕入税額相当額の 80%、その後の 3 年間は同 50%の控除が可能